

定

款

一般社団法人 香川県自動車会議所

一般社団法人 香川県自動車会議所

定 款

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 目的及び事業
- 第 3 章 会員
- 第 4 章 総会
- 第 5 章 役員
- 第 6 章 理事会
- 第 7 章 専門委員会
- 第 8 章 資産及び会計
- 第 9 章 定款の変更及び解散
- 第 10 章 雑則
- 第 11 章 公告方法
- 附則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会議所は、一般社団法人香川県自動車会議所と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会議所は、香川県における自動車各般の健全にして調和ある発展を図るため、自動車に関わる要請課題に取り組み、自動車関連の総合的な事業を行い、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会議所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自動車に関する調査、研究及びその普及啓蒙活動の推進
- (2) 自動車に関する事業者間及び関係官庁との連絡協調活動の推進
- (3) 自動車に関する諸問題についての審議及びこれら施策に関し関係方面への要望・提言並びにその実行推進
- (4) 自動車に関する意見の公表及び関係諸官庁への請願建議並びにその実行推進
- (5) 各種イベント・媒体を通じて税制、環境、安全などについて、広く啓発する活動の推進
- (6) 自動車検査登録印紙、自動車重量税印紙、自動車審査証紙の売りさばきに関する事業
- (7) 自動車税及び自動車取得税申告書審査補助等に関する業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本会議所の目的を達成するために必要な業務

2 前項の事業は、香川県において行うものとする。

第3章 会 員

(会議所の構成員)

第5条 本会議所は、香川県内において自動車に関係する団体をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(社員の資格の取得)

第6条 本会議所の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 団体である会員は、その代表者を定め、会長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(入会金及び会費の納入等)

第7条 本会議所の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時(以下入会金)及び毎年(以下会費)会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、会員は任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって除名することができる。

- (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき。
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき。
- (3) 著しく会費を滞納したとき。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を、督促後なお1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 団体が解散したとき。

(権利の喪失)

第11条 退会した者又は除名された者は会員としての一切の権利を失い、既に納付した会費その他会議所の資産に対して、何ら請求することができない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は全ての会員をもって構成する。

2 前条の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) 会員の除名

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後90日以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は会長が招集する。

2 総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって開会の日の7日前までに会員に通知しなければならない。

3 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の目的を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は会長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 理事の解任

(3) 監事の解任

(4) 定款の変更

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による議決行使)

第19条 総会に出席できない構成員は、書面又は代理人によってその議決権を行使することができる。

2 書面による議決権行使の場合は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、また、代理人による議決権行使の場合は、その権限を委任されたことを証する書面を事前に議長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により議決権を行使する場合には、第18条の規定の適用については出席したものとし、みなす。

(議事録)

第20条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 会議に出席した構成員の数及び理事、監事、議長及び議事録作成者の氏名（書面及び代理人による議決権行使者を含む。）

(4) 決議事項

(5) 議事の経過の概要

(6) その他法令で定められた事項

2 議事録は議長が作成し、議長及び議長が指名した出席会員2名以上が前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会議所に次の役員を置く。

(1) 理事8名以上9名以内

(2) 監事1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会議所の業務を執行する。

3 前項に定める理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状

況を理事会に報告する。

- 4 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順に従い、その職務を代行する。
- 6 専務理事は、会長、副会長、理事を補佐して、本会議所の会務を専掌し、会長及び副会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、本会議所の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。
 - 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、総会において、総会員の表決権の3分の2以上に当たる多数による決議によって当該役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

- 第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(責任免除)

第28条 本会議所は、一般社団・財団法人法第114条の規定により、理事及び監事の同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第29条 本会議所に、顧問若干名置くことができる。

- 2 顧問は、会長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の報酬は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会議所に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会議所の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 会長、副会長、専務理事の選定

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。
- 3 理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって開会の日の7日前までに理事に通知しなければならない。
- 4 臨時理事会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から、会議の目的、事由を示して請求があったとき。
 - (3) 一般社団・財団法人法第101条の規定により、監事が招集することを妨げない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長をもってこれに充てる。ただし、監事の請求に基づく臨時理事会を開催した場合は、出席全員の中から議長を選出する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の決議は、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過の概要
- (6) その他法令で定められた事項

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第36条 会長は、本会議所の事業の円滑な運営を図るため必要と求めるときは、理事会の議決を得て専門委員会を開くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会議所の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会議所の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた後で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 定款
- (3) 会員名簿
- (4) その他必要な帳簿及び書類

(剰余金)

第40条 本会議所は剰余金の分配は行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会において総会員の3分の2以上に当たる多数による議決によって変更することができる。

(解散)

第42条 本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第43条 本会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会において会員総数の3分の2以上の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 雑 則

(事務局)

第44条 本会議所に、事務局を置き職員を置く。

2 事務局に関する規程は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(細則)

第45条 この定款に定めるもののほか、本会議所の事業の運営上必要な細則は、理事会の決議を得て会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人香川県自動車会議所の会員である者は、第6条の規定にかかわらず、前項の設立の登記の日に本会議所の会員になったものとみなす。
- 3 本会議所の最初の代表理事は久保智彦、業務執行理事は二宮明雄とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

役 員 名 簿

一般社団法人 香川県自動車会議所

役 職 名	氏 名	所 属 団 体 名	備 考
理 事 (会 長)	灘波 順一	一般社団法人 日本自動車販売協会連合会香川県支部	代表理事
理 事 (副 会 長)	佐藤 邦明	一般社団法人 香川県バス協会	
理 事	岩崎 康誠	香川県タクシー協同組合	
理 事	楠木 寿嗣	一般社団法人 香川県トラック協会	
理 事	向井 幸司	一般社団法人 香川県自動車整備振興会	
理 事	泉谷 正紀	香川県軽自動車協会	
理 事	岡 隆夫	香川県中古自動車販売商工組合	
理 事 (専務理事)	佐野 満	事務局常勤	
監 事	牧 智弘	香川県レンタカー協会	
監 事	戸島 忠行	香川県個人タクシー協会	

第55期（令和7年度）事業報告

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

概 要

令和7年の世界経済は、米国の通商政策の影響を受ける中、3月以降は米国とイスラエルによるイラン攻撃によりペルシャ湾とオマーン湾を結ぶホルムズ海峡が事実上の封鎖という中東情勢の悪化が世界の物流と貿易及び資源調達に大きな悪影響を及ぼしています。原油の9割以上をこのルートで輸入してきた我が国の経済にとっても、今回のエネルギー価格や石油関連物資等の価格高騰と石油関連物資の供給不足は、これまでとは比較ができない深刻な事態に陥ることが危惧されています。停戦に向けた交渉により一日も早く和平交渉が進展し、事態が収拾に向けて進展することが望まれるところです。我が国が直面する時代の転換点とも言える内外の歴史的・構造的な変化と課題解決に向けて、経済財政運営と我が国を取り巻く環境変化に対応した経済社会の改革を進め、物価高や円安への対応、成長のための投資と改革を重点に総合的な対策を講じ、国民生活を支えていくことが重要となっています。

自動車販売に関しては、新型コロナウイルス感染拡大等による半導体をはじめとした部品不足やメーカーの認証問題による生産停止の影響が解消されたものの、新型車の投入が進まなかったことや経営再建を行っているメーカーもあったことから、6年連続で500万台に及ばず、令和7年度の新車販売台数は、453万3,782台と前年度より0.9%とわずかな減少幅ではありますが、4年振りに減少に転じました。

また、自動車整備業は総整備売り上げが6.4%増の6兆6,592億円と4年連続で増加し、令和に入り最大の伸びとなり、部品材料費の上昇や人件費増加分の価格転嫁、車両の使用年数の長期化が売り上げの増加につながったものと見られます。しかしながら、整備業界でも慢性的な若手の整備士の不足が深刻となる等、厳しい状況が続いていることから、「やりがい」や「働きやすさ」を感じられる職場づくりに関係機関が連携した待遇改善の取組みが重要となっています。

運輸部門では、今回の原油高騰でも政府による軽油やガソリンの高騰抑制措置が取られましたが、運転者の労働時間短縮（改善基準告示）により、運転者不足が更に深刻な状況になっており、四国運輸局など関係機関の取組みも行われているところですが、燃料価格の高騰と輸送量の伸び悩みにより経営環境の悪化が懸念されているところです。

さて、当会議所の税法上の収益事業である印紙類の販売手数料収入は、18,887,987円となり、前年度比672,649円減(-3.4%)となりました。

一般業務につきましては、香川運輸支局の指導のもとに運輸関係団体連絡会や運輸関係者との意見交換会の開催、四国運輸局長表彰の協力、交通安全運動等の実施の協力、参考資料の配布等の業務を推進しました。

実施事項

1 許認可事項

令和7年度の法人許認可事項はありません。

2 登記事項

令和7年6月9日 変更登記（理事の辞任、監事の辞任及び就任） 高松法務局

3 諸報告等

令和7年6月23日 公益目的支出計画実施報告書等の提出 香川県

4 理事会及び総会

令和7年度に、次のとおり開催しました。

通常総会 令和7年5月29日

理 事 会 令和7年5月15日・5月29日・7月9日・10月17日・令和7年1月8日

5 運輸関係団体連絡会（木曜会）

香川運輸支局からの事務連絡及び通達類の周知、運輸関係団体相互の業務連絡等のため、次のとおり連絡会を開催しました。

令和7年4月10日(木) 支局会議室

令和7年5月15日(木) 支局会議室

令和7年6月5日(木) 支局会議室

令和7年7月9日(水) 支局会議室

令和7年9月18日(木) 支局会議室

令和7年10月17日(金) 支局会議室

令和7年11月5日(水) 支局会議室

令和7年12月4日(木) 支局会議室

令和8年1月8日(木) 支局会議室

令和8年2月12日(木) 支局会議室

令和8年3月12日(木) 支局会議室

6 交通安全啓発活動等

香川運輸支局の計画に基づき、関係警察署及び関係団体とともに街頭検査等に同行し、交通安全への取組として「後席シートベルト装着推進」啓発チラシを入れたクリアファイルや環境への取組として「エコドライブ、地球温暖化防止」を表示したウェットティッシュを運転者等に配布しPRに努めました。

交通安全運動等

春の全国交通安全運動

令和7年4月6日～令和7年4月15日

不正改造車排除運動強化月間

令和7年6月1日～令和7年6月30日

点検整備推進運動強化月間

令和7年9月1日～令和7年10月31日

無保険車追放キャンペーン

令和7年9月1日～令和7年9月30日

秋の全国交通安全運動

令和7年9月21日～令和7年9月30日

踏切事故防止キャンペーン

令和7年11月1日～令和7年11月10日

過積載防止キャンペーン

令和7年11月1日～令和7年11月30日

年末年始輸送安全総点検

令和7年12月10日～令和8年1月10日

街頭検査

- ① 令和7年4月10日(木) さぬき警察署(警察署前：国道11号)
- ② 令和7年5月13日(火) 高松東警察署(警察署前：長尾街道)
- ③ 令和7年5月20日(火) 高松西警察署(警察署前：国道32号)
- ④ 令和7年6月10日(火) 観音寺警察署(箕浦検問所：国道11号) 雨天中止
- ⑤ 令和7年6月17日(火) 小豆警察署(運転免許更新センター：旧土庄署前)
- ⑥ 令和7年7月8日(火) 高松南警察署(栗林トンネル南側：県道172号)
- ⑦ 令和7年7月15日(火) 三豊警察署(高瀬町上麻：県道23号)
- ⑧ 令和7年9月25日(木) 観音寺警察署(箕浦検問所：国道11号)
- ⑨ 令和7年10月7日(火) 琴平警察署(警察署前)
- ⑩ 令和7年11月11日(火) 坂出警察署(金山トンネル入口：国道11号)
- ⑪ 令和7年11月18日(火) 丸亀警察署(運転免許更新センター：旧善通寺署前)
- ⑫ 令和7年12月16日(火) 東かがわ警察署(みどりの一里塚：国道11号)

マイカー無料点検

- ① 令和7年4月 高速道路交通警察隊(豊浜SA上り線または津田SA下り線)
- ② 令和7年9月 高速道路交通警察隊(豊浜SA上り線または津田SA下り線)

7 出張検査

香川運輸支局の計画に基づき、出張検査(豊中)に関係団体とともに同行し、自動車重量税印紙・自動車検査登録印紙・自動車審査証紙を販売し利用者利便向上に努めます。

- ① 令和7年4月9日(水) ② 令和7年5月14日(水) ③ 令和7年6月4日(水)
- ④ 令和7年7月3日(木) ⑤ 令和7年8月6日(水) ⑥ 令和7年9月4日(木)
- ⑦ 令和7年10月8日(水) ⑧ 令和7年11月12日(水) ⑨ 令和7年12月10日(水)
- ⑩ 令和8年1月14日(水) ⑪ 令和8年2月5日(木) ⑫ 令和8年3月4日(水)

8 運輸関係団体との意見交換会

令和7年10月22日、新しい田村顕洋四国運輸局長をお迎えして、運輸関係団体代表者との「意見交換会」をJRホテルクレメント高松にて開催しました。

9 印紙等の販売連絡協議会の開催

令和7年8月25日、自動車検査登録印紙・自動車重量税印紙・自動車審査証紙の円滑な販売、公正な取扱い等を検討する連絡協議会を高知市にて開催しました。

10 四国運輸局長表彰(第4週水曜日)

令和7年11月19日(水)「令和7年観光及び自動車関係功労者の四国運輸局長表彰」が技能教育センターで執り行われました。

事業功労 7名 永年勤続 19名

11 新年賀詞交歓会の開催

令和8年1月13日(火)四国運輸局幹部と運輸関係団体との「新年賀詞交歓会」をJRホテルクレメント高松にて開催しました。

12 参考資料等の配布

関係協会等の「職員録」その他参考となる資料の発行及び配布しました。

13 その他

- ① 公益財団法人交通遺児等育成基金が実施する交通遺児等の健全な育成を図るために寄附をしました。
- ② 当会議所は公益事業団体として関係団体の運営推進に協力し、現在次のとおり役員・会員として参画しています。

一般社団法人日本自動車会議所	(会員)
全国自動車検査登録印紙売捌人協議会	(理事)
四国自動車検査登録印紙販売協議会	(常任幹事)
香川県高速道路交通安全協議会	(理事)
一般財団法人香川県警察協会	(会員)
運輸関係団体連絡会(木曜会)	(幹事)
四国陸運観光関係団体協議会	(事務局)
公益社団法人かがわ被害者支援センター	(賛助会員)
全国公益法人協会	(準会員)

貸借対照表

令和 8年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	53,071,449	56,729,300	△ 3,657,851
未収入金	1,478,785	1,647,827	△ 169,042
重量税印紙	5,793,500	5,982,900	△ 189,400
検査登録印紙	17,228,500	19,699,500	△ 2,471,000
審査証紙	6,386,000	6,593,000	△ 207,000
流動資産合計	83,958,234	90,652,527	△ 6,694,293
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
建物	1,413,081	1,487,453	△ 74,372
給排水設備	1	1	0
電気設備	1	1	0
什器備品	3	3	0
電話加入権	50,300	50,300	0
土地	7,712,000	7,712,000	0
冷暖房設備	1	1	0
その他固定資産合計	9,175,387	9,249,759	△ 74,372
固定資産合計	9,175,387	9,249,759	△ 74,372
資産合計	93,133,621	99,902,286	△ 6,768,665
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	402,262	411,482	△ 9,220
賞与引当金	737,333	510,667	226,666
未払法人税等	80,000	80,000	0
未払消費税等	414,100	404,100	10,000
預り金	178,555	145,977	32,578
事故対策引当金	1,000,000	1,000,000	0
流動負債合計	2,812,250	2,552,226	260,024
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	2,812,250	2,552,226	260,024
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産			
正味財産合計	90,321,371	97,350,060	△ 7,028,689
負債及び正味財産合計	93,133,621	99,902,286	△ 6,768,665

正味財産増減計算書

令和 7年 4月 1日 から令和 8年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費			
会費	270,000	270,000	0
事業収益			
重量税印紙手数料	15,398,787	15,971,336	△ 572,549
検査登録印紙手数料	2,173,600	2,302,300	△ 128,700
審査証紙手数料	1,315,600	1,287,000	28,600
事業収益計	18,887,987	19,560,636	△ 672,649
雑収益			
受取利息	22,897	5,978	16,919
賞与給付引当金戻入	510,667	504,000	6,667
雑収益計	533,564	509,978	23,586
経常収益計	19,691,551	20,340,614	△ 649,063
(2) 経常費用			
事業費			
役員給与	360,000	360,000	0
給与及び手当	8,324,435	8,775,753	△ 451,318
賞与	1,716,552	1,559,597	156,955
法定福利費	1,238,869	1,093,353	145,516
退職共済	366,600	366,600	0
賞与給付引当金繰入	597,240	413,640	183,600
指導普及費	1,100,000	1,100,000	0
業界振興協力費	206,100	203,460	2,640
広報費	96,900	97,450	△ 550
表彰経費	124,691	120,983	3,708
検査登録協力費	6,714	14,663	△ 7,949
業務委託費	3,411,000	3,682,200	△ 271,200
通信費	99,298	95,988	3,310
租税公課	916,500	947,200	△ 30,700
寄付金	120,000	120,000	0
事務用品費	22,932	23,260	△ 328
旅費交通費	329,328	323,234	6,094
借損費	283,186	407,180	△ 123,994
光熱水料費	188,856	192,150	△ 3,294
雑費	304,475	275,688	28,787
事業費計	19,813,676	20,172,399	△ 358,723
管理費			
役員給与	840,000	840,000	0
給与及び手当	1,952,645	2,058,510	△ 105,865
賞与	402,648	365,832	36,816
福利厚生費	198,405	246,466	△ 48,061
法定福利費	667,083	588,729	78,354
退職共済	197,400	197,400	0
賞与給付引当金繰入	140,093	97,027	43,066
諸会議費	135,093	151,549	△ 16,456
旅費交通費	36,592	35,916	676
研修費	203,900	164,520	39,380
減価償却費	74,372	78,286	△ 3,914
借損費	188,790	271,454	△ 82,664
通信費	24,825	23,997	828
事務用品費	5,733	5,815	△ 82
光熱水料費	125,904	128,101	△ 2,197
慶弔費	0	5,000	△ 5,000
當繰費	141,900	56,815	85,085
渉外費	87,908	96,767	△ 8,859
図書印刷費	202,900	211,810	△ 8,910
消耗品費	26,950	88,117	△ 61,167
諸謝金	451,000	451,000	0
関係団体費	319,600	265,600	54,000
保険費	199,840	332,940	△ 133,100
雑費	202,983	183,793	19,190
管理費計	6,826,564	6,945,444	△ 118,880
経常費用計	26,640,240	27,117,843	△ 477,603
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 6,948,689	△ 6,777,229	△ 171,460
当期経常増減額	△ 6,948,689	△ 6,777,229	△ 171,460
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 6,948,689	△ 6,777,229	△ 171,460
法人税、住民税及び事業税	80,000	80,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 7,028,689	△ 6,857,229	△ 171,460
一般正味財産期首残高	97,350,060	104,207,289	△ 6,857,229
一般正味財産期末残高	90,321,371	97,350,060	△ 7,028,689
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	90,321,371	97,350,060	△ 7,028,689

令和8年度 事業計画書

自 令和8年4月 1日

至 令和9年3月31日

方 針

関係官公庁と密接な連絡を保ち適切な指導を受け、会員事業の実態に即した陳情及び請願を
書面又は口頭で具申するとともに、運輸当局指導による事故公害の防止、地域の振興等に協力
し運輸関係業界の発展を推進する。

実施項目

1 自動車業界発展の推進

自動車業界の発展を図るため、関係官公庁及び上部団体の諸事業に参加する。

特に、運輸当局指導の自動車事故防止及び公害防止の運動並びに地域振興の計画等に協力
し、社会的使命の達成に努める。

また、四国各県の会議所、印紙販売団体との連絡を密にするとともに、県内自動車団体相
互の連絡協調に努める。

なお、今後の事業活動については、関係行政機関及び関係団体と連絡調整する。

2 自動車関係資料等の収集及び配布

自動車業界に参考となる資料の収集に努め必要に応じ紹介又は発行して会員に配布する。

県内自動車団体の「職員録」等を配布する。

3 講習会、研修会の開催

必要に応じ、関係官公庁職員、学識経験者等を講師として講習会、講演会研修会を関係団
体と共催、又は後援し、法令通達等の周知、知識の向上に努める。

4 交通安全運動の協力及び環境問題や交通安全問題への取組

運輸支局の年間計画による街頭検査、街頭指導等に協力するとともに、春、秋の交通安全
運動及び年末年始の輸送安全総点検運動の実施に際しては、目的達成のため運動推進に協力
する。

また、環境や交通安全の取り組みとして、エコドライブ、公共交通機関の利用、後席シー
トベルト装着推進を街頭検査等で啓発に努める。

5 組織の運営

総会、理事会を必要に応じて開催し、会員の総意をまとめ会務の合理的な運営を図る。

6 窓口事務の円滑化、関係団体との懇親及び職員の教育、職場環境改善、

関係団体の融和を図るため、運輸関係団体連絡会（木曜会）の運営に協力し必要に応じ
研修、会合等を計画する。

職員を研修、会議等に参加させ、知識の向上、窓口サービスの改善に努める。

7 表彰関係業務の協力

自動車及び観光関係功労者の運輸局長表彰等の表彰関係業務については関係協会とともに全面的に協力する。

8 広報活動の推進

地域の振興、事故公害の防止等の広報運動を実施する。特に、交通死亡事故抑止対策、環境対策に重点を置き進める。

上部団体及び会員協会、関係団体等の広報運動、行事等に積極的に参加し広報活動推進に努める。

情報公開に備えインターネットの利用、ホームページの更新等、関係官庁のご指導の下に計画していく。

9 収益事業の実施

運輸業界の利便と公益事業を円滑に運営するため、税法上収益事業となる次の事業を実施しているが、令和10年1月の自動車の検査登録事務のデジタル化に伴う業務の変更を関係機関と調整し利用者の利便性向上を図る。

- (1) 自動車重量税印紙の販売業務
- (2) 自動車検査登録印紙の販売業務
- (3) 自動車審査証紙の販売業務

貸借対照表

令和 6年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	56,806,031	72,995,851	△ 16,189,820
未収入金	1,676,152	2,099,872	△ 423,720
重量税印紙	4,002,300	6,595,300	△ 2,593,000
検査登録印紙	23,201,000	13,431,000	9,770,000
審査証紙	12,005,000	6,189,000	5,816,000
流動資産合計	97,690,483	101,311,023	△ 3,620,540
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
建物	1,565,739	1,648,146	△ 82,407
給排水設備	1	1	0
電気設備	1	1	0
什器備品	3	3	0
電話加入権	50,300	50,300	0
土地	7,712,000	7,712,000	0
冷暖房設備	1	1	0
その他固定資産合計	9,328,045	9,410,452	△ 82,407
固定資産合計	9,328,045	9,410,452	△ 82,407
資産合計	107,018,528	110,721,475	△ 3,702,947
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	523,726	456,202	67,524
賞与引当金	504,000	690,667	△ 186,667
未払法人税等	80,000	80,000	0
未払消費税等	451,800	479,200	△ 27,400
預り金	251,713	160,146	91,567
事故対策引当金	1,000,000	1,000,000	0
流動負債合計	2,811,239	2,866,215	△ 54,976
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	2,811,239	2,866,215	△ 54,976
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	104,207,289	107,855,260	△ 3,647,971
正味財産合計	104,207,289	107,855,260	△ 3,647,971
負債及び正味財産合計	107,018,528	110,721,475	△ 3,702,947

貸借対照表
令和 7年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	56,729,300	56,806,031	76,731
未収入金	1,647,827	1,676,152	28,325
重量税印紙	5,982,900	4,002,300	1,980,600
検査登録印紙	19,699,500	23,201,000	3,501,500
審査証紙	6,593,000	12,005,000	5,412,000
流動資産合計	90,652,527	97,690,483	7,037,956
2. 固定資産			
(1)基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2)特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3)その他固定資産			
建物	1,487,453	1,565,739	78,286
給排水設備	1	1	0
電気設備	1	1	0
什器備品	3	3	0
電話加入権	50,300	50,300	0
土地	7,712,000	7,712,000	0
冷暖房設備	1	1	0
その他固定資産合計	9,249,759	9,328,045	78,286
固定資産合計	9,249,759	9,328,045	78,286
資産合計	99,902,286	107,018,528	7,116,242
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	411,482	523,726	112,244
賞与引当金	510,667	504,000	6,667
未払法人税等	80,000	80,000	0
未払消費税等	404,100	451,800	47,700
預り金	145,977	251,713	105,736
事故対策引当金	1,000,000	1,000,000	0
流動負債合計	2,552,226	2,811,239	259,013
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	2,552,226	2,811,239	259,013
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	97,350,060	104,207,289	6,857,229
正味財産合計	97,350,060	104,207,289	6,857,229
負債及び正味財産合計	99,902,286	107,018,528	7,116,242